

## 平成26年白老町議会総務文教常任委員会会議録

平成26年 5月30日（金曜日）

開 会 午前10時34分

閉 会 午前11時38分

---

### ○会議に付した事件

所管事務調査

1. 防災について

---

### ○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	吉田和子君	委員	斎藤征信君
委員	本間広朗君	委員	前田博之君

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主 幹	本間弘樹君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは総務文教常任委員会、所管事務調査を開催いたします。

（午前10時34分）

---

○委員長（小西秀延君） 先般、防災についてということで担当課より防災計画の改定について、その改定のスケジュール、主な見直しの検討項目と、そして平成25年度の白老町総合防災訓練の結果について、またその他防災全般についてということで担当課から説明を受け質疑を行いました。この所管事務調査においての所管事務報告をする際の本日は意見出しをしていただければと思っております。多少時間が過ぎてしまいましたので資料を見ながら、前回の意見を思い出していただきながら意見出しをしていただければなというふうに思っております。

私のほうで少し控えているものがありまして何点か気になった点がございました。1点目は吉田委員から出ておりました、近年で国の防災計画を2回改定されております。そして道も防災計画を改定されております。他市町村でもそれに合わせて防災計画を改定しているところもございます。白老町はまだ平成12年から防災計画を改定していないということでございますので、防災計画を改めてやはりきちんと一度整理するべきではないかという趣旨のご質問をいただいたておりました。私も全く同意見でございまして、それは所管事務報告の中に記載をさせていただこうと思っておりますが、皆さんその点はいかがでしょう。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 本当にその計画のできる26年度中というふうな話もあったのですが、やはり期日を明確にして、計画がきちんとないとそれによってまたいろいろ付随する動きが出てくると思いますので、計画の着地点をきちんと明確にさせていただきたいということもちょっとプラスしていただければというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員より計画の着地点をいつぐらいまでにということを明確にさせていただきたいということでございますが、そのような取りまとめで防災計画全般についてはほかにご意見ございませんか。今防災計画全般が大きな話題で入っていますが、各論でも土砂災害が各地で大雨が降った際とかに起きております。その中で土砂災害のハザードマップ、他町村等でも危険なところがかんりの数を挙げられている。現在調査中というところもございましてそのような土砂災害に対する防災についてもご質問ご意見が出ておりました。その点等も合わせてご意見があればお願いいたします。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今の土砂災害のハザードマップを作成して配布するというので、白老町90カ所危険箇所があるというお話をしていました。そういうことをやっぱりきちんと明確に町民の方々にもお知らせする必要があるというふうに思いますし、それから地域ごとの危険箇所をきちんと明確にして、それを道の基礎調査を基本に調査を今後していくということで、一番最初が緑丘小学校の裏側の苫小牧側が一番危険な箇所だという話をされていたのです。これも計画が必要だと思うのです。ハザードマップ作成して配布すると同時に調査、それから調査によつての改良、これは地震がいつ来るかわからないというのと同じで、白老町は特に雨の多いところですのでやっぱり防災計画もつ

くりながらは大変でしょうけれども、防災計画とまた別物ではないのでしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

**○委員長（小西秀延君）** 一つ一つ思い出しながらになっていって大変申しわけないのですが、今年度から備蓄も始めるというような担当課からのご意見もいただいていたと思います。年間500万円程度とおっしゃっていたと思うのですが、その備蓄箇所も非常に担当課としては悩んでいるというお話をしておりました。吉田委員。

**○委員（吉田和子君）** 今備蓄のことが出ましたのでこれもお話ししようと思っていたのですが、備蓄に関して26年度から備蓄をするということなのですが、5年計画でやっていくということで最終的には発電機等も含めてやっていくということなのですが、非常食とかそういうものについては3日間分ということだったのです。ですからいろいろな形で町民に周知をして町民各自が各家庭がきちんと備蓄をするように啓発、啓蒙するべきではないかというふうに私は思っていますので、まだまだ私もはじめ備蓄に関しては意識がないのです。非常食を町は3日間分しか用意できないのだということだけはしっかりお知らせをして、3日間で解決するわけではないと思いますので各自各家庭でしっかり用意していただきたいということを啓蒙していただきというふうに思います。

**○委員長（小西秀延君）** 報告書に載せる意見としてのご意見が徐々に出ていますが、ほかにも思いついている方がいたら載せる載せないは別にして皆さんとお話ししながらやりたいと思いますので、今までのところはよろしいですか。違う考え方とかあればおっしゃっていただければ。

今のところよければほかにもどんどん細部に入っていきますが、山田委員から要支援者に対する対策として釜石でやられている例を挙げて、逃げたところは札をつくったり要支援者の対策をきちんと明確化していくべきではないかというご意見と、私たちやった防災の体験HUG（ハグ）、DIG（ディグ）というのもあるのですが、HUG（ハグ）とかDIG（ディグ）という講習ももっと町民サイド、町内会等で広めていって防災に対する意識向上を図ったほうがよろしいのではないかという意見も出ておりました。それについてどうでしょうか。皆さんご意見があれば。

**○委員（吉田和子君）** それ以前に一日も早く要支援者の名簿作成。身障者、要支援者の名簿はプライバシーの関係とかいろいろな壁があってなかなか作成できないでいます。これが今の国の義務づけになっていますので、やっぱりこの名簿ができた上で初めて要支援者を守れるという形になりますし、どこへ逃げるのかということもわかることでその要支援者の避難の体制というのがつくれるはずなのです。どこへ逃がすのか、だれが面倒を見てどこへ連れて行くのかというのができるはずですので、そこまできちんとしたものが一日も早くできるように地域担当制とか健康福祉課と連携をしてやるようにとこの間も委員会ではその話が出たと思いますので基本になる名簿作成をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

**○委員長（小西秀延君）** ただ今、まずは要支援者の名簿の作成が急務ではないだろうか。それをもとにして避難体制の確立を地域担当職員また健康福祉課等さまざまな連携を模索してその体制を確立していただきたいと。

先ほどもう1つ言い忘れていました。HUG（ハグ）、DIG（ディグ）の防災講習ですが、町の担当で今防災マスターと呼ばれる方が3名いらっしゃる。その方たちの活用・拡充というのは必要

なのではないのかというふうに考えますがどうですか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 委員会の中で出ましたよね。山田さんのほうから出て、育成を図ってどんどんそういう人を生かしてほしいというのは。地域だとか施設だとかいろいろなところにそういう人たちがいるような形、もしかしたら看護師さんとか特殊なかかわる可能性のある人たちにしっかり防災マスターの資格を取ってもらえれば。町内会長さんも。

○委員長（小西秀延君） 今防災マスターの拡充も看護師さん、町内会の役員さん等直接かかわる方たちも含め拡充も考えてはどうかとそういうような点も記載していこうかと思いますが。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 防災マスターの資格を取った人というのはどういう形になっているかわからないのですが、今問題になっているのは資格を取った人たちが連携とれるような、そして防災マスターというのは次々新しい防災に対するいろいろなことが出て、マスターだからきっとそういう機会はつくってもらえると思うのです。前に認知症を支援する目印のオレンジリング、認知症サポーター養成講座を受けている人が何百人といるのですがそれで終わっているのです。今各地でそういう人たちのグループを立ち上げてきちんとそれが役に立つようになっているのです。だからつくったのはいいのだけど、その人たちがそれでは一体何をすればいいのかということが、まして防災マスターは防災がいつ起きるかわからないということがあるので、そういった連携がとれるというか組織化する必要はないのかもしれないけど、マスター会とかをつくって勉強をしたり、常に新しい情報を得られるようなそこら辺までいけばいいというふうには思います。資格取って、その力を発揮できるような形にしてもらえればというふうには思っていたのですが。

○委員長（小西秀延君） 非常時にきちんと活用できるようにということですね。

○委員（吉田和子君） そうなのです。訓練ばかりではなくて実際のときに頑張ってもらえる体制づくり。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 結局地域にどれだけの防災体制があるかどうかの問題なのです。それらが普段機能的に動けるようになっているのかなっていないのか。先ほど話が出た名簿もつけれない、防災体制もつくりたいと思ってもつけれないという状況を何とか打破しなければ。防災マスターというのは地域の担当者だとかそういうものがあればいつでも呼んで学べるわけだし活用できるわけだから。土台になる地域の体制というのがどうなっているのか、そのあたりが一番問題なのかと。ないところはやっぱり早くつくらなければならないし、つけれないというのは何かの障害があつてつけれないでいるわけで、みんな必要がないとは思っていないわけだからそのあたり少し指導が欲しいという気はします。

○委員長（小西秀延君） 指導の強化ということですね。防災体制が整っていないと。山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 私も斎藤委員のご意見に賛成で、自助・共助・公助それよりも大事なものが近所という言葉があるぐらい、防災マスターの方がそういうふうに講話でおっしゃったというのを聞きましてまさにそのとおりだと思うのです。ですから地域の連携強化というのを連合町内会とともに作り上げていってほしいと思います。

○委員長（小西秀延君）　　ここ数年私たち議会からも防災に対する意識というものの質問も何名かされていまして、町もおとしから町全体としての避難訓練を始めているのはここは私は評価をしていいのではないかと思います。それと合わせて防災組織が確立されてないところは町全体で避難訓練をやっても恐らく参加をされていないというような形になっているでしょうから、それも合わせてそういう防災体制の強化。ほかご意見ある方いらっしゃいますか。前田委員。

○委員（前田博之君）　　要支援者の支援対策、これの支援計画を策定すべきというべきだと思います。そして町内会や民生委員とのネットワークを構築すると。これは一日でも早くすべきと。これはもう義務ですから、法律で。それが2年も遅れていますから。これははっきりもう法律の中で早急にしてと言われているのが遅れていますので強く言っていただきたいと思います。

それと細かいことになるけど避難所の高速道路の関係が当初一時期かなり議会でも議論されたのだけど結果的にどうなったのだろうか。社台地区だとか竹浦地区などから結構あって国と話をして希望的な観測の答弁もあったのだけど、これらについては使える使えないはちゃんとやるべきだと思うのだけど結果はどうだったのですか。

○委員（斎藤征信君）　　あの後だめだと。細かいことまではわからないけど使えないと。

○委員（前田博之君）　　だめになったのですか。新聞報道とかで見ればよそではそういうことをやっているところがあるのです。その辺の整理、はっきりしたほうがいいと思います。

○委員長（小西秀延君）　　ちょっと確認します。今前田委員からあって要支援者の避難計画というのは法律での義務化ということこれは明記していいと思うのです。

高速道路を避難場所に指定して緊急時の避難、津波からの避難ということになるのですが、それをできないかというのは地域の住民から上がっている声が議会にも届いています。その回答として町側ができないという回答があったのかどうなのか。そこがちょっと僕も明確ではなかったものですから。前田委員。

○委員（前田博之君）　　後で事務局のほうで確認してもらって、それがはっきり会議録か何かに公にちゃんと残っていてだめだということであれば取り上げないけれども、まだ流動的であればちょっと触れておいてもいいかと思います。

それともう1点。先ほど備蓄品、装備品の整備がありました。これは内容わかりました。ただ私は白老の地域の特性から考えれば数量とか何かは別にしても各地域に緊急避難的なことがあるので、社台なら社台、学校なら学校とか各地区にいくらかずつ置いておかないと。この前萩野で高波があって萩野小学校に避難したときに毛布があるとかないとか騒いでいたので、やった地域である程度の数量、場所を決めて保管すべきだと思います。白老に1局ではなくてサブ的な形で。

○委員（吉田和子君）　　町の説明では分散備蓄するといっています。

○委員（前田博之君）　　そう書いてあるのですか。そうしたらいいです。議会としてそれを徹底してほしいということです。

○委員長（小西秀延君）　　斎藤委員。

○委員（斎藤征信君）　　要支援者、これを法的に明らかにしなければならないということになっているというはそれはそれでいいのですけど、プライバシーの問題からいってそれが全面的に計画がで

きるものなのかどうなのかということが1つと、それからもう1つは介護度だとか何とかということとは関係なくほかにも手をかけなければならない人たちがいるわけです。そういう人たちも含めての計画というのが立てられるのかどうなのかというのがつかめないでいるのです。そこまで手が下せるようになれば、これが町がやるべきだとどこまでやれるのか。あとは町がある程度整備をしておいて、その後は地域ごとにそれにプラスしてきちんと整備しなさいということになるのかどうかそのあたりははっきりしたほうがいいかと思うのだけど、その辺がよくわからないのです。

○委員長（小西秀延君） 要支援者の名簿づくりというのと要支援者に対する避難計画それはまたちょっと別物だと思うのです。避難させるための計画の中にはお一人お一人の名前は入らないというのが基本パターンだと思います。避難をさせなければならない人の名簿というのは今斎藤委員おっしゃったとおりプライバシー等の問題、また要介護等ではかるのか支援が必要な程度でどういうふうな見きわめをするのかというのはなかなか難しいところもあるので、要支援者の名簿の作成というのはそういう難しい点も今後出てくるというふうに私は認識しております。そこはちょっとすみ分けしておかないといけないかと思えます。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 要支援者、障がい者の名簿を個人情報保護法もある程度もう国は各自自治体で、それは健康福祉課等いろいろな担当部署と連携をとって名簿をつくりなさいと。それが災害時にその避難所の責任者に渡すことは可能というところまで国は言っているのです。そしてもう1つは名簿をつくるだけではなくて、その人に必要な、もし私が足が全然動かないとかそういったときにそれは吉田和子は誰が、名簿に載ったらこの人は誰が担当してどこへ避難させるのか。避難させたときにどういったことがその人には必要なのか。病気を持っているとかそういうところまで計画を立てなさいということにはなっているはずなのです。ただ名簿をつくることだけが義務化ではなくて、名簿ができることによって介護しなければならない、支援しなければならない人たちの個人個人の計画もできたらつくりなさいということなのです。だからそこまでやるといったら本当に簡単なことではないのです。だからその辺をやっぱり防災の担当課だけではできないので健康福祉課だとかいろいろな施設の関係の方だとか相談をして町内との連携をとっておくということが大事だということなのです。そういうことになっているのです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今吉田委員からあったけどそのとおりのことです。ということは、こういうふうに名簿の共有というか、私がちょっと勉強した部分では本人の同意がないと個人情報保護条例の関係で情報の共有をするのは難しいとされているけれども、内閣府から情報の管理の災害的に使うとの了解を本人にきちんと説明するような努力が必要だとかいうことである程度方向性見えているのです。そこに踏み込んでもう1つは手上げ方式をするのかと。ここまできているのです。これの具体的に地方自治体がどうするかということが今いったように民生委員だとか町内会と十分に協議しなさいということなのです。だからもう方向性見えるのです。ただ個人情報保護法の名の下にできないという話で押さえられたら困るのです。町ももう少し勉強してもらわないと。そういうことになっているのです。私はそういう前提でしゃべっているのです。だからそうでないと斎藤委員もそうだけど町内会なり民生委員と連携して緊急避難、そういう事態が起きたときは別にしても、訓練するときこそ

ういう人たちをどういう立場で責任のもと、事故のもとあったときどうするかと。その辺をちゃんと整理しないと町内会に防災組織をつくっても肝心な部分には責任持てないといっているのです。だから先ほどいったように一日でも早くそういうことを踏まえてやってくださいということです。これは早くしてければだめなのです町が。逃げていてはだめなのです。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 先ほどお話あったように自主防災組織というのは結成率が74%という報告がありました。町内会数でいくと76、大体100ちょっとありますからパーセンテージが町内会の数になると思うのですが、町内会も自主防災組織ができていますけれども責任者だけが悩みながら動いている感じがあるのです。最終的にはどうすればいいのだろうということが町内の話し合いの中では出てくるのです。名簿はきちんとする。そしてその人にはどういった対応が必要なのかという個別計画がわかる。それはみんながわかる必要はないけれども町内で避難所の責任を持つ方がそれを掌握できる。まだ助けていない、何が重要ということを手を打てると。そこまですると安心してやっていけるというものの土台ができあがるのです。土台づくりがまだできていないのです。もちろん防災計画もできていないし、個別のもできていないし、地域担当制もこれから出発ですから。私何回もいつていますけどあらゆる課とまたがって防災の担当課だけではなくて必要などころが必要なものの情報をきちんと得ながらやっていかないとこの計画というのはうまくいかないというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 意見を取りまとめさせていただきますと、国も避難時における要支援者の名簿というのはきちんとしたほうがいいという国の方針として出しているということでございますので、そこはこの所管事務調査の報告でもうたわせていただいて名簿づくりにはきちんと今回行われる地域担当者制度または健康福祉課等と連携をして作成に努めていただくようにするというような意見を答申したいと思いますがよろしいですか。前田委員。

○委員（前田博之君） それでいいと思いますけど、あとは町内会とか民生委員とそれをもとに十分に協議をする組織をやらないとただつくっても意味ないですから、その辺の実行部隊というのか、そういう部分の連携をまず深めるということだけは追加しておいてほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 連携、地域担当職員、健康福祉課、町内会、民生委員等ということでは必要な団体がほかにもかかわってくることも考えられますので、介護事業者も明記させていただきます。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今委員長いった中に要支援者名簿作成と同時に個別計画も必要なのです。それを入れないと。名簿をつくってということだったので、名簿ができたときには個別計画もつくって、そしてその連携を取るということが大事なのです。それを入れていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ちょっと話が小さいほうばかりにってしまったので、その前段から要支援者の避難計画、個別計画もつくっていただきたいということで明記もさせていただきますので、それに沿ってまた要支援者の避難名簿、その個別計画にのっってそのように作成をしていただきたいというような流れでいこうと思います。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 個別計画をつくってその中で避難者の要支援者名簿をつくっていくのだと。私がいっているのは、個別計画というのはこれから基本計画に基づいて個別計画があつて自主防災組

織もつくるのだとか何とかとなってくると思うのですが、要介護者の支援の名簿をつくるということはその人たちの個別計画をつくる、その人の個別計画なのです。そういう意味なのです。吉田和子が足動かないと、吉田和子は要支援者だと載せたときにそれでは吉田和子さんはどういう支援をしなければならないのかという個人の計画という意味なのです。そこまでやりなさいということを国はしているのです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 個別計画の策定ということは地域の特性や実情を踏まえつつ名簿情報に基づき市町村またはコーディネーター、民生委員等が中心になって避難行動を要支援者と打ち合わせ具体的な避難方法等についての個別計画を策定するということなのです。大きな策定をしてそして個別計画をつくと。当然名簿がつくられて個別計画をなささいということですから。それを一連の中でちゃんと整理するということです。

○委員長（小西秀延君） 要支援者に対する個別計画ということで今書かせていただきました。名簿に沿って名前が出てきたらその人が個人個人でどのような計画で避難できることになるのだと。わかりました。かなり細かい部分になって大変な作業になるかと思えますけど、そのような要望といいますか報告をさせていただきたいと思えます。

ほかございますか。前田委員。

○委員（前田博之君） 1点だけ。先ほども話出ていましたけど防災マスターの人方、ふやすのはいいのですが、防災マスターの人の横断的な組織をつくっていただいて、そして町と情報共有、情報交換する組織をつくってほしいと思えます。ある防災マスターと話したら、彼らはかなり勉強しているのです。それで町側にお金かかることかどうかは別にしてもいろいろな問題が彼ら実践していますから町内会で。防災の人方にこういうことだというと、どうですかといったら、いやいや、そんなの金ないものできないしそこまでそういう担当者レベルで整理されてしまうのです。そうではなくてやっぱり防災マスターは地域の情報をかなり持っていますので、そういう協議会というそういう場の中で情報公開して共有できるように、それが公にちゃんと記録として残って何かのときには使えるというような組織をつくるべきだと思います。そうすると町の担当者も一回一回やらなくてもそういう人方に聞けば地域の実情、防災の考え方とか何が不足しているのかというのがわかると思うのです。そういう部分の情報を押さえるためにも防災マスター連絡協議会みたいな組織をつくった中で情報交換できるようなものをつくってほしいと思えますけれどもどうでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 先ほども防災マスターの話がちょっと出たときにやっぱりある程度の組織化は必要なのではないかという、連絡協議会となるかどうなるかはわかりませんが、防災マスターの人達がやはり防災講習もきちんとできるように活用できるような組織化というのは書かせていただこうと思えますがよろしいですか。前田委員。

○委員（前田博之君） 細かいことですが前にもこの席でいったかもわかりませんが、実際に萩野で高波あって学校に避難したときに役場の職員がちょっと遅れていたのですけれども、そのときに校長先生か地域の人に対応したのだけど、誰がその受け入れの責任者というか対応してくれるかという人がわからないのです。ですからお金がかかるから防災服とまではいわないけどベストみたい



なそういう色のついたのをかけて後に適切な言葉を入れた作業服というのか、何とていばいいのか、避難対応というか腕章でも。当然職員も作業服は今ないですから緊急で出てときにそういうものをちよっと身に付けていくと町民が識別できますから、そういうユニフォームの用意をする。ベストみたいなものなので大したお金かかるところではないですから。そういうものをぜひ用意すべきだと思います。行った人がわからないのです。それは実際に声が出ていましたから。施設に行っても誰に声をかけていいのかわからないのです。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今ちょっと声が出たので私もそうだったと思ったのですが、避難所になっている各学校の防災体制はどうなっているかと回ったことがあるのです。貯水していなかったりして水洗トイレとかは使えないという話があったときに、校長先生から悩んでいわれたことは、ここは高い場所なので町民が避難してくると。ただ子供たちの対応も私たちはしなければならぬと。来た町民は誰が対応するか、今と同じようなことをやっぱりいわれたのです。そうですよねという話を思い出しました。避難所になっているところの運営はやるのですが、学校がどんなふうになっているのかわからないのですが、話が出ているように避難所の責任を持てる人たち、誰がその責任を持つのかというのが明確になるようにしておかないと指示者がいないとみんな右往左往します。今いったようにそれがわかるように明確にしておくということでこれは一つの知恵だというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 今話を聞いていて私も思うのだけれども、学校だけということではなくて地域全体でもやっぱり会館を持っているところというのは特にみんなが集まってくるのを誰が対応するのだという。役場の職員に対応を頼むわけにはいかないだろうと。そうすると誰が見るのだと俺たちではないかという話は前から出ていたのです。町連合の集まりの中でもやっぱりそういう話というのは出ていたのです。そういう意味でも町内会だとか該当するようなどころにはそういうものを置いておいてジャケットを着るだとかそういうようなことぐらいも必要だというふうに思うということが1つ。

それからもう1つ、白老の場合は高いビルがないものだからどこへ逃げるのかと。山まで逃げるのにも遠いけれども何か所か許可をもらった場所というのは出てきていて指定されています。本当にいざというときに許可をもらった場所でなかったら逃げられないのかどうなのか。高いところの場所だったら自由に逃げられるような全体に許可をもらっておかなければならぬのではないのかというふうにも思うのです。それをいやうちはこうだからだめですとかというところがあるのか。公共の施設だとか病院だとかそういうところなら自由に使えるのかもしれないけれども、その地域によっては建物がない場所だってあるわけだから、どこでも使えるようなそういう全体的な許可というのはもらえないものなのかどうなのかとも考えるのです。

○委員長（小西秀延君） 本間委員。

○委員（本間広朗君） 今回白老町の地域防災計画の修正、大きく変更されたというのはやはり東日本大震災のことを意識してだと思います。今の斎藤委員もいわれたように私もそう思ったのですが、この資料の4番目のまちの取り組みのところ（3）の民間施設との津波避難施設協定締結の継

続、これはやはり早くやっていただいて誰がどこに避難するのだということをやちゃんと決めていただいて、また白老のまちの中でも5階建ての施設もできますのでそういうところと早く締結して、せめて近くの住民はどこの建物に逃げたらいいかということをやまちが示していただけるように早い対策というかスピード感持ってやっていただければと思います。避難場所とか津波のことでちょっと触れました。これを取り入れてもらえるかどうかかわからないですけど、今回津波浸水予想図も出ましたので津波避難場所というのでも22カ所24基表示板ができました。そしてこれから避難訓練とかをやっていく中で、中には先ほどいいましたように要支援の方々はどこに避難するのか。どちらかというのと丘とか山とかを登りますのでそういうときにどうするのだと。それもあると思いますけど近くの住民が近くの避難場所に津波のときに避難するとき、私も住民の方から時々相談を受けるんですけど、やはり急な坂はお年寄りには登れないということもありますので、これからそういう訓練をしていく中で住民からの要望というのでも出てきますので前回もいいましたけど、まちとしても速やかに地域の担当職員もいますので町内会と協議して変えるなりそこを整備するなり今後のことだと思いますけど早目にそういうことをやっていただきたいとは思いました。それともう1つ。津波のときに通信手段もまだまだ課題になっています。トランシーバーを防災のほうで買っているのです。ただここに据えつけて5台か6台緊急のときのトランシーバーがあるのですけど、津波とか大きな被害のときには携帯もだめになりますので、ですからそういういろいろな通信手段をできるだけ確保できるようにまちもしっかりと対策を進めていただければと思います。

**○委員長（小西秀延君）** 斎藤委員、本間委員から避難場所の指定されていないところでも、斎藤委員からは全体で許可をもらおうと。全体で許可をもらおうというのはなかなか難しいという気がしていますが、避難する民間の避難場所の協定を進めていくということは、その促進を促すということはいえるというふうに思っております。その避難協定の促進と、それをきちんと住民の皆さん等から要望を聞いて協議も促進してほしいという要望が出ておりました。

また非常時における通信手段もきちんと確保をしていただきたいというご要望でございました。それらについてはよろしいですか。

大分ご意見も出てきましたがほかにはないでしょうか。一応町では今年度中には防災計画の改定をしたいという思っておりますが、それについてはなるべく早い段階でということにとどめさせていただきたいというふうには思っています。去年は昨年度中にとっていたのですがちょっと遅れましたので少し強めには書けるかと思えます。

大体ご意見はよろしいでしょうか。今まで出たご意見を一度私と副委員長で精査をさせていただきますまして皆さんに一度配布をしたいと考えてございます。毎回どおりですが、それでまた皆さんからこういうところが不足しているのではないかというようなご意見、修正したほうがいいのかというご意見がいただければ、委員長、副委員長のほうにも申し出をいただければと訂正して議会で報告をさせていただきたいと思っておりますが、そのような手法で進めてよろしいでしょうか。

ご意見がないということでございますので所管事務調査の取りまとめをそのようにさせていただきたいと思えます。

ほかには何かございますか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今回のこの所管事務調査というか、この防災に関しては議会と町民の懇談会の中からそういう不安の声があるということでそれを見直そうということなのですが、すみません、私ちゃんと全部どんな声があったのかちゃんと読んでいないのですが、その声には応えられるような答えになるのか。

○委員長（小西秀延君） 私も住民要望を一度さらっとは全部読ませていただいて防災が多かったと思っているのですが。

○委員（斎藤征信君） 防災については大体が出ています。

○委員（吉田和子君） 出ているのだけど、議会がそれをやったことが町民の方々から懇談会で出た要望にちゃんと応えられるものになった調査になったかどうか。落ちているところがないかどうか。その辺で委員長、副委員長で点検してみてください。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員からもともとこの所管事務調査が町民の皆さんからの要望が多いということで防災を今回取り上げさせていただきました。私も1回さらっと読んだのですが項目が多かったために全部頭には入っておりません。その応えになっているのかどうなのか。なるべく応えられるような書き方をしたいと思います。前回この常任委員会を開いたときに防災無線のあり方とかもご意見が出ていました。その要望の中にも防災無線が聞こえないという方が多いのです。ただ余りボリュームを上げますと今度近所の方からうるさいという苦情が来たりなかなか難しい利用の仕方もございます。確かその要望の中には時々食中毒の警報等も活用したりしています。きちんと届いているかどうかという点検の意味やいろいろなものもあるのでしょうかそういうのはびっくりするのでやめてほしいというような要望もあった記憶があります。本当に緊急時だけ使ってほしいみたいな要望もあったかと思えます。消防署のサイレンもそうなのですが、あれは時刻になるようになっていますが、あれはきちんとなるかどうかの点検の意味もあるということでございますのでなかなか要望にかなわないところもあると思いますが、皆さんもまたは住民要望を読んでいただきまして、このような意見も載せたほうがよろしいのではないかというようなものがあれば委員長、副委員長のほうに申し出ていただければと思います。そのときには委員長、副委員長のほうで判断ということにさせていただきますと思いますがよろしいですか。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時34分

---

再 開 午前11時38分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほか話しておいたほうがいいようなことはございますでしょうか。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） ないようでございますので、総務文教常任委員会、所管事務調査を終了いたします。

（午前11時38分）